

宮城県公共施設等総合管理方針に基づく個別施設計画策定方針

平成29年2月15日

改正 平成29年6月13日

改正 令和6年1月11日

1 個別施設計画（以下「計画」）の対象施設

宮城県公共施設等総合管理方針（以下「総合管理方針」）に定める施設。

2 計画策定の単位

総合管理方針における施設小分類を原則とするが、小分類内に所管課・部局が複数存する施設類型については、所管課・部局単位での策定を可とする。

3 計画対象期間

総合管理方針の対象期間（平成28～令和7年度）の全部又は一部を含む期間とする。

4 計画策定期間及び更新時期

策定期間は新たな施設の設置から、概ね1年以内とする。

また、更新時期は現計画の満了までとする。ただし、施設類型の所管省庁が定める指針等により計画を策定している場合は、その指針等の更新時期に合わせて更新できるものとする。

5 計画の記載事項

施設類型の所管省庁が、別途、計画策定のためのガイドライン、手引き、要領等を策定している場合は、それらによるものとし、それ以外の場合は下記によるものとする。

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合は、当分の間、当該計画をもって計画の策定に代えることができるものとするが、できる限り早期に、当方針に沿った適切な見直しを行うよう努めるものとする。

(1) 施設概要

中・小分類名、所管部局・課、施設管理者（指定管理者）、施設名、所在地、棟ごとの構造・用途（建物種目）・延べ面積・階数・建築年・経過年数・法定耐用年数・目標使用年数・県持分及び共有割合（区分所有の施設のみ）

(2) 計画期間

(3) 点検・診断によって得られた個別施設の状態

下記の施設（棟）区分に従い、直近の点検・診断に係る報告書等を添付する。

施設（棟）	報告書等
県有建築物保全点検の対象施設	県有建築物保全点検結果報告書
定期点検マニュアル（施設管理者用）を準用して点検を行う施設	県有建築物保全点検調査結果票 （該当調査項目のみ）
その他の点検を行う施設	各点検・診断結果書

(4) 当該施設の必要性

- ① 設置根拠規定（用途廃止施設については記載不要）
- ② 必要性の有無とその理由（果たしている役割、機能、利用状況、重要性等）

(5) 施設ごとの今後の対策

対策内容、時期及び概算費用について、総合管理方針第3章及び第4章における「管理に関する基本的な考え方」を踏まえつつ、施設間・対策間等の優先順位も考慮の上、下記の施設区分に従い、計画表を作成・添付する。

施設（棟）	計画表
県有建築物保全点検の対象施設のうち 中長期保全計画の策定対象施設	中長期保全計画表 【様式1】
県有建築物保全点検の対象外施設のうち 中長期（概ね20年以上）の保全計画 を策定している施設	当該中長期保全計画表
その他の施設	短期保全計画表 【様式2】

なお、対策内容区分は、次のとおりとする。

- イ 点検・診断
- ロ 修繕A（予防保全）
- ハ 修繕B（事後保全）
- ニ 耐震化（非構造部材）
- ホ 更新・建替
- ヘ 複合化・集約化
- ト 機能転換・用途変更
- チ 廃止・撤去

6 計画の提出

計画を策定した場合は、すみやかに管財課に提出し、管財課は、営繕課（公用・公共用施設に限る。）及び財政課と協議の上、上記5に掲げる記載事項を具備していると認められるものについて、公有財産調整会議に報告する。

新たな点検・診断結果等により計画を変更した場合も同様とする。

7 計画の公表

上記6の報告を経た計画については、所管課の判断で非公表とする事項を除き、所管課及び管財課が県ホームページに公表する。

8 財政上の取扱い

計画内容については、施設ごとの対策内容や県の財政状況等も踏まえながら予算化を検討するとともに、年度間の経費の平準化、中期的な財政見通しの推計等に活用するものとする。